

告示

埼玉県告示第千三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
金屋土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
	理事	田島敏包	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六
	同	大塚富雄	同 児玉町八幡山二百十七番地
	同	倉林聖三	同 児玉町金屋七十七番地
	同	倉林豊	同 百八十番地
	同	倉野内昇	同 六百十四番地二
	同	田中守	同 児玉町長沖百六十七番地
	同	小峯明典	同 児玉町飯倉七百二十番地
	同	堀越清	同 児玉町宮内百五十六番地
	同	奥原多喜夫	同 児玉町塩谷二百六十八番地二
	同	荻野和弘	同 児玉町田端二百七十一番地二
	同	田中金正	同 三百三十番地一
	同	鳥澤勉	同 児玉町保木野三百二十一番地
	同	笠原廣吉	同 児玉町秋山二千八百一番地
	同	間正始	同 児玉町小平千六百七十三番地一
	同	清水義雄	同 同 百七十五番地
	同	新居榮一	同 児玉町河内千六十二番地
	同	須藤弘巳	同 児玉郡神川町大字新里千二十七番地
	監事	倉林利昌	同 本庄市児玉町金屋四百二十五番地
	同	杉山光雄	同 児玉町塩谷六百四十九番地
	同	荻野栄次	同 児玉町保木野三百六番地一
二 退任	職名	氏名	住所
	理事	田島敏包	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六
	同	大澤信吉	同 児玉町八幡山三百六十一番地
	同	倉林聖三	同 児玉町金屋七十七番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荻野榮次	杉山利雄	倉林利昌	榑豐彦	岩崎則一	清水義雄	間正始	笠原廣吉	鳥澤勉	田村哲夫	荻野和弘	野村和男	市川忠三	福島秀雄	田中守	倉野内昇	倉林豐	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	本庄市	児玉郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
児玉町保木野三百六番地一	児玉町塩谷五百三十九番地	児玉町金屋四百二十五番地	児玉町神川大字八日市二千五百五十八番地	児玉町元田六十番地	同	児玉町小平千六百七十三番地一	児玉町秋山二千八百一番地	児玉町保木野三百二十一番地	同	児玉町田端二百七十一番地二	児玉町塩谷六百五十四番地	児玉町宮内百七十八番地一	児玉町飯倉七百四十六番地一	児玉町長沖百六十七番地	同	同	
					百七十五番地				三百五十九番地二					六百十四番地二		百八十番地	